



中小企業の皆さま、 金融円滑化法の期限が切れる4月以降も、 お——きな安心をお届けします！

貸付規模
5兆円

経営支援型セーフティネット貸付

日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が
低利融資を行います。

制度の利用に当たっては日本政策金融公
庫・商工組合中央金庫にご相談ください。

保証規模
5兆円

借換保証の推進

信用保証協会の保証を利用した複数の債
務を一本化して、月々の返済負担の軽減を
図ります。

制度の利用に当たってはお近くの信用保
証協会にご相談ください。

国の認定支援機関(税理士・弁護士・金融機関等)による、経営支援を後押しします

経営改善のための計画策定などにかかる費用の2/3を、国が負担します。

まずは経営改善支援センターにご相談ください。

(「中小企業庁 経営改善支援センター」で検索)



金融機関の対応が変わらないよう、政府は強く促します

全国のすべての財務局・財務事務所に相談窓口を設けています。

困ったらまずはご相談ください。

各地の相談窓口の連絡先は金融庁HPでご確認ください。

(「金融円滑化法」で検索)

詳しくは、首相官邸の特集ページをご覧ください。

金融円滑化法 首相官邸

検索

【この広報に関するお問い合わせ先】

金融庁 03-3506-6000(代表)

経済産業省中小企業庁 03-3501-1511(代表)